

(平成23年4月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認高知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月、同年9月、平成3年10月から同年11月までの期間及び6年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年7月  
② 昭和63年9月  
③ 平成3年10月及び同年11月  
④ 平成6年2月

私は、国民年金保険料について、申立期間①及び②は納付書により金融機関でほぼ毎月納付し、申立期間③及び④は私の妻が納付書により納付していたにもかかわらず、申立期間①から④までが未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の合計は、5か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①及び②について、戸籍謄本の附票によると、申立人は、平成元年5月に住民登録地を移動していることが確認できるところ、移動後の市町村の被保険者名簿を見ると、申立期間①直前の昭和62年4月から63年5月までの国民年金保険料は、当該移動前に納付されていた旨の記録が確認できる上、オンライン記録によると、申立期間①直後及び申立期間②前後の期間の国民年金保険料が納付済みとされていることが確認できることから判断すると、納付意識の高い申立人が、申立期間①及び②の保険料のみをあえて納付していなかったとは考えにくい。

さらに、申立期間③について、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻は、まとめて納付したと述べているところ、オンライン記

録によると、申立期間③直前の平成3年9月の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから判断すると、申立期間③の国民年金保険料についても、当該過年度保険料と一緒に申立人の妻が納付していたものと考えても不自然ではない。

加えて、申立期間④について、オンライン記録によると、申立期間④直後の平成6年3月の国民年金保険料が現年度納付されていることが確認できることから判断すると、申立期間④の納付書も発行され、当該現年度保険料と一緒に申立人の妻が納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年8月31日までの期間について、戦時加算該当船舶に乗船していたと認められることから、当該期間の被保険者記録を戦時加算対象期間とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から同年9月1日まで  
② 昭和20年8月31日から同年9月1日まで

私は、私が乗船勤務していたA社のB丸について、戦時加算該当船舶の要件を満たしているにもかかわらず、戦時加算該当期間とされていない上、昭和20年8月31日まで乗船勤務していたにもかかわらず、同社での船員保険被保険者資格の喪失日が20年8月31日とされているので、申立期間①を戦時加算の対象期間として、申立期間②を船員保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の「B丸」に係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録から、申立人は、申立期間①のうち、昭和20年4月1日から同年8月31日までの期間において、船員保険被保険者記録が確認できるところ、戦時加算該当船舶名簿を見ると、当該船舶は、戦時加算該当船舶として記載されていないことが確認できる。

しかし、当時の新聞記事の掲載内容及びA社が所有する別の船舶に乗船していた複数の同僚の供述から判断すると、同社の「B丸」は、戦時加算該当船舶としての基準を満たしていることが推認できる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和20年4月1日から同年8月31日までの期間において、戦時加算該当船舶に乗船していたものと認めることが相当である。

2 一方、申立期間②について、A社の「B丸」に係る船員保険被保険者名

簿及び船舶所有者記号払出簿を見ると、同社は昭和 20 年 8 月 31 日に船員保険の適用事業所でなくなっている上、当該被保険者名簿で確認できる同僚は、申立人と同様、当該日に同社での船員保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、当時の同僚等からも、申立期間②における申立人の船員保険料控除の有無等についての供述は得られず、申立人が申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間②において事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、前述により、申立期間①のうち、昭和 20 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間について、戦時加算の対象期間として認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年10月31日から同年11月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA（船舶所有者）における資格喪失日に係る記録を33年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月30日から同年7月1日まで  
② 昭和24年11月30日から同年12月1日まで  
③ 昭和25年3月28日から同年5月1日まで  
④ 昭和25年10月30日から同年12月1日まで  
⑤ 昭和26年3月30日から同年4月1日まで  
⑥ 昭和26年10月20日から同年11月9日まで  
⑦ 昭和27年3月20日から同年4月1日まで  
⑧ 昭和27年10月30日から同年11月2日まで  
⑨ 昭和28年3月19日から同年4月1日まで  
⑩ 昭和28年10月30日から同年11月1日まで  
⑪ 昭和29年3月8日から同年4月1日まで  
⑫ 昭和29年10月29日から同年11月5日まで  
⑬ 昭和30年3月12日から同年4月1日まで  
⑭ 昭和30年10月30日から同年11月1日まで  
⑮ 昭和31年3月14日から同年4月1日まで  
⑯ 昭和31年11月30日から同年12月1日まで  
⑰ 昭和32年3月8日から同年4月1日まで  
⑱ 昭和32年11月25日から同年12月1日まで  
⑲ 昭和33年2月27日から同年3月1日まで

- ⑳ 昭和 33 年 10 月 31 日から同年 11 月 5 日まで
- ㉑ 昭和 34 年 2 月 20 日から同年 3 月 1 日まで
- ㉒ 昭和 34 年 11 月 20 日から同年 12 月 1 日まで
- ㉓ 昭和 35 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで
- ㉔ 昭和 35 年 11 月 20 日から同年 12 月 1 日まで
- ㉕ 昭和 36 年 11 月 27 日から同年 12 月 1 日まで

私は、私の船員手帳の記録及び船員保険加入記録によると、昭和 24 年 4 月から 36 年 12 月までの期間のうち、乗船勤務していた期間又は船員保険に 20 日以上加入していた月がそれぞれあるにもかかわらず、申立期間①から㉕までが船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間㉑について、申立人が提出した船員手帳の記録から、申立人は申立期間㉑において、A が所有する B 丸に乗船勤務していたことが確認できる。

一方、船舶所有者名簿を見ると、A は昭和 33 年 11 月 1 日に船員保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、同船舶所有者の B 丸に係る船員保険被保険者名簿においては、船舶所有者欄に「33.10.31 全喪」と記載されているものの、欄外に「証 33.10.31 有効」との記載が確認できる上、船員保険被保険者資格の喪失日が「昭和 33 年 10 月 31 日」から「同年 11 月 1 日」へ、33 年 12 月 4 日付けで喪失年月日が訂正された同僚が確認できる（オンライン記録も資格喪失日は昭和 33 年 11 月 1 日）。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 33 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、A の B 丸に係る船員保険被保険者名簿での申立人の昭和 33 年 9 月の記録から、9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主が資格喪失日を昭和 33 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①から⑧まで、⑩から⑭まで、⑯から⑲まで、⑳のうち昭和 33 年 11 月 2 日から同年 11 月 5 日までの期間、㉑、㉒から㉓までについて、申立人は、申立人の船員手帳の記録から、当該申立期間のうち大半の期間は乗船勤務していたことが確認できる。

しかし、船舶所有者名簿及び各船舶所有者の船員保険被保険者名簿を見ると、各船舶所有者は、当該申立期間において船員保険の適用事業所として確認できない上、各船舶所有者の船員保険被保険者名簿及び被保険者台帳から、各船舶所有者での船員保険加入記録が確認できる複数の同僚も、当該申立期間において各船舶所有者で船員保険に加入した記録は確認できない。

3 申立期間⑨及び⑮について、申立人は、申立人の船員手帳の記録から、申立期間⑨はCのD丸に、申立期間⑮はAのB丸に、それぞれ乗船勤務していたことは確認できる。

しかし、前述の船舶所有者の船員保険被保険者名簿から、船員保険加入記録が確認できる同僚の中には、申立人と同様、船員手帳の記録により乗船勤務期間であることが推認できるにもかかわらず、申立期間⑨及び⑮が船員保険に未加入である同僚が複数人確認できる。

また、前述の船舶所有者のそれぞれの船員保険被保険者名簿を見ると、申立期間⑨直後（昭和 28 年 4 月 1 日）の船員保険被保険者資格の取得者 43 人（申立人を含む。）に比べ申立期間⑨の船員保険加入者数は 2 人、申立期間⑮直後（昭和 31 年 4 月 1 日）の船員保険被保険者資格の取得者 41 人（申立人を含む。）に比べ申立期間⑮の船員保険加入者数は 8 人とされていることがそれぞれ確認できることから、申立人についても、多数の同僚と同様に、申立期間⑨及び⑮において、船員保険に未加入であったものと考えても不自然ではない。

4 申立期間㉔について、申立人は、申立人の船員手帳の記録から、昭和 34 年 2 月 20 日から、申立期間㉔中である同年 11 月 24 日まで、AのB丸に乗船勤務していたことは確認できる。

しかし、Aの船員保険被保険者名簿を見ると、当時、B丸での船員保険加入記録が確認できる同僚 53 人のうち 34 人は、申立人と同様、昭和 34 年 11 月 20 日に同氏での船員保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立人は、前述のとおり、同氏のB丸での雇止日が 34 年 11 月 24 日とされていることから、申立人は、多数の同僚と同様に、34 年 11 月は船員保険に加入させない期間として取り扱われていたものと考えても不自然ではない。

5 このほか、申立人が申立期間①から⑲まで、㉔のうち昭和 33 年 11 月 2 日から同年 11 月 5 日までの期間及び㉑から㉓までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料

は無く、申立人が当該期間において事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間のうち、申立期間①から⑱まで、⑳のうち昭和 33 年 11 月 2 日から同年 11 月 5 日までの期間及び㉑から㉕までについて、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間の一部について、1 か月当たり 20 日以上勤務した月は、資格喪失日にかかわらず、船員保険の被保険者期間として認めるべき旨を主張しているものの、船員保険法第 22 条によると、「被保険者タリシ期間ハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル月ヨリ之ヲ起算シ其ノ資格ヲ喪失シタル月ノ前月ヲ以テ終ル」とされており、申立人の主張を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成7年6月から同年9月までは38万円、同年10月から8年9月までは34万円及び同年10月から9年1月までは41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月1日から9年2月1日まで

私は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額（15万円）が、実際に支給されていた金額（35万円から40万円まで）よりも低額であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成7年6月から同年9月までは38万円、同年10月から8年9月までは34万円及び同年10月から9年1月までは41万円と記録されていたところ、9年1月10日付けで、申立人を含む7人の標準報酬月額が遡及して（申立人の標準報酬月額は15万円に）引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、当該事実について、当時のA社の関係者等からは供述が得られない上、申立人が提出した「平成8年分 給与所得の源泉徴収票」で確認できる支払金額及び預金通帳で確認できる同社からの給与振込額並びに同僚の供述等から判断すると、申立人には、当該訂正前の標準報酬月額に見合う報酬月額が支払われていたと認められる。

また、申立期間当時のA社は、滞納処分票により、厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成9年1月10日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について7年6月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないこ

とから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、7年6月から同年9月までは38万円、同年10月から8年9月までは34万円及び同年10月から9年1月までは41万円に訂正することが必要である。

## 高知厚生年金 事案 547

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月28日から同年3月1日まで

私は、平成5年4月からA社に継続して勤務しており、同社からB社へ異動した際の資格喪失日が14年2月28日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社（A社の後継事業所）が発行した在籍証明書及び同社の回答から、申立人は申立期間においてA社に勤務し（平成14年3月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成14年1月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成14年2月28日と届け出ていることが確認できる上、事業主は申立人に係る届出を誤ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険

料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月から 63 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月から 63 年 11 月まで

私は、私が 37 歳であった昭和 62 年\*月頃、市町村役場の担当者から、「2年遡って納付し、今後も 60 歳まで納付し続ければ、国民年金だけで納付済期間が 25 年になる。」との説明を受けたことを契機に国民年金に加入するとともに、毎月、過年度保険料と現年度保険料を納付していた記憶があるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、平成 3 年 2 月 27 日に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間は時効により納付できない期間である上、市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金保険料の納付開始時点に係る収納年月日は、3 年 1 月 11 日（昭和 63 年 12 月分）とされており、当該時点においても、申立期間は時効により納付できない期間であるほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続後、毎月、過年度保険料と現年度保険料を納付していたと主張しているところ、市町村の被保険者名簿及びオンライン記録によると、平成元年度分の過年度保険料及び3年度分の現年度保険料が平成 3 年 5 月から 4 年 3 月までの期間においてほぼ毎月収納されていることが確認できることから、申立人が主張する遡及納付等は、当該過年度納付及び現年度納付であるものと考えても不自然ではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料

を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人の申立期間③における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月 17 日から 48 年 1 月 21 日まで  
② 昭和 48 年 6 月 25 日から同年 12 月 31 日まで  
③ 昭和 48 年 6 月 25 日から同年 12 月 31 日まで

申立期間①及び②については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶や受け取った記憶は無い上、当該脱退手当金の計算の基礎とされている申立期間③は勤務していなかった期間であり、厚生年金保険にも未加入であったので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人に係る脱退手当金受付処理経過簿及び脱退手当金計算書には、脱退手当金の請求から支給決定に至るまでの事務処理の経過が記録されているとともに、申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退」の表示が記されている上、申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、当該申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和49年3月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間③について、オンライン記録によると、申立人は、昭和48年6月25日から同年12月31日まで、A社で厚生年金保険に加入した記録が確認できる上、当該期間は、前述の脱退手当金の計算の基礎とされている期間であるところ、申立人は、当該期間は勤務していなかった期間である旨を主張している。

しかし、A社の被保険者原票を見ると、申立人は、申立期間③以前に取得した厚生年金保険被保険者台帳記号番号により、同社で厚生年金保険の

被保険者資格を取得していることが確認できる上、雇用保険の加入記録を見ても、申立人の同社での雇用保険加入記録はオンライン記録と一致していることが確認できることから判断すると、申立人の申立期間③における厚生年金保険加入記録が誤りであったとは考え難い。

- 3 これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間③については、申立人の申立期間③における厚生年金保険被保険者記録について訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②のうち昭和41年11月1日から42年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者であったものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月1日から同年7月1日まで  
② 昭和41年10月11日から42年4月1日まで

私は、昭和41年4月1日から42年4月1日まで、A社に継続勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険加入期間が41年7月1日から同年10月11日までのみとされ、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

なお、私は、昭和41年7月から同年10月までの4か月分の厚生年金保険料が控除されている給料支払明細書を持っている。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和41年4月5日から同年10月10日まで、雇用保険に加入（事業所名は不明。）していることが確認できるところ、オンライン記録から、当該不明の事業所はA社であることが推認できること及び当時の同僚の供述から、申立人は当該期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当時の同僚からは、「当時、A社には試用期間があり、当該期間は厚生年金保険には加入させていなかった。」旨の供述が得られた上、申立人が提出した給料支払明細書（昭和41年8月分）において給与から昭和41年7月分と同年8月分の2か月分とみられる厚生年金保険料が控除されていることから判断すると、申立期間①の厚生年金保険料は給与から控除されていなかったものと考えることが自然である。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人が提出した給料支払明細書から、A社では、給与は25日締め、厚生年金保険料は当月控除であったことが推認できるところ、申立人が提出した給料支払明細書（昭和41年10月分）を見ると、昭和41年10月10日までの出勤日数により給与額が算定され、同年10月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録により、申立人のA社での離職日は、同社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日の前日（昭和41年10月10日）とされている上、当時の同僚からも、申立期間②における申立人の同社での勤務実態等についての供述は得られないため、申立人が当該期間に同社に勤務していたことを推認することができない。

また、厚生年金保険法第19条第1項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」と規定されており、同法第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、A社における申立人の被保険者資格の喪失日は、オンライン記録どおり昭和41年10月11日であり、申立期間②において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月12日から40年12月22日まで  
申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ると、申立人に係る記録が記載されている欄に、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されている上、申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和41年4月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがわれない。

また、申立期間に係る脱退手当金の「脱退手当金裁定請求書」には、申立人の筆跡と思われる署名等が確認できる上、「脱退手当金計算書」に添付された資料を見ると、申立期間に係る脱退手当金の払渡店は、当時、申立人が居住していたと供述する地域に所在する金融機関とされていることが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 8 月及び同年 9 月

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額は30万円であるにもかかわらず、事業主が、社会保険事務所（当時）に月額変更届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成 22 年 11 月に年金事務所へ当該月額変更届を提出したが、既に2年以上経過していたため、申立期間の厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われず記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における平成 20 年 8 月及び同年 9 月の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、20 万円及び 26 万円と記録されていたが、同社は、20 年 8 月の随時改定の届出漏れがあるとして、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に管轄年金事務所に対し訂正の届出を行い、22 年 11 月 17 日付けで 30 万円に訂正されている。

しかしながら、申立期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当該訂正後の標準報酬月額（30 万円）ではなく、訂正前の 20 万円及び 26 万円となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報

酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出のあった申立人の申立期間に係る賃金台帳では、報酬から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額（20万円及び26万円）は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 21 日から同年 11 月 21 日まで  
私は、昭和 51 年 1 月 21 日から同年 11 月 20 日まで、A社に臨時的任用職員として勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の後継事業所であるB社が発行した在職証明書から、申立人は申立期間において、同事業所に臨時的任用職員として勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和 59 年 1 月 17 日とされており、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、B社が保管する臨時的任用職員名簿及びオンライン記録から、申立人と同様、申立期間当時、A社に臨時的任用職員として勤務していたことが確認できる複数の同僚（申立人が氏名を記憶する同僚を含む。）も、当該任用期間中において厚生年金保険に加入した記録は確認できない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。